

○「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）

改 正 案	現 行
1－3 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）1－3の取扱いは、規則第1条第3項に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める場合及び企業会計基準の適用に当たっての留意点について準用する。この場合において、<u>財務諸表等規則ガイドライン1－3の2の(2)中「「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示第70号）」別表」とあるのは「「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成21年金融庁告示第69号）」別表一」と読み替えるものとする。</u>	1－3 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項（以下「財務諸表等規則ガイドライン」という。）1－3の取扱いは、規則第1条第3項に規定する公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを定める<u>場合の留意点について準用する。</u>
15の3 財務諸表等規則ガイドライン8の6から8の6－1－2までの取扱いは、規則第15条の3に規定するリースに関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結財務諸表提出会社」と、「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。	15の3 財務諸表等規則ガイドライン8の6から8の6－2までの取扱いは、規則第15条の3に規定する<u>リース取引</u>に関する注記について準用する。
208 財務諸表等規則ガイドライン8の6から8の6－1－2までの取扱いは、規則第208条に規定するリースに関する注記について準用する。この場合において、<u>財務諸表等規則ガイドライン8の6中「財務諸表提出会社」とあるのは「第二種中間連結財務諸表提出会社」と、「財務諸表」とあるのは「第二種中間連結財務諸表」と、8の6－1－2中「当事業年度」とあるのは「当中間連結会計期間」と読み替えるものとする。</u>	208 財務諸表等規則ガイドライン8の6から8の6－2までの取扱いは、規則第208条に規定する<u>リース取引</u>に関する注記について準用する。

(様式1)

連結損益及び包括利益計算書に関する様式

【連結損益及び包括利益計算書】

(単位： 円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 年 月 日	(自 年 月 日
	至 年 月 日)	至 年 月 日)

[略]

営業外費用

支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××

[略]

[略]

(記載上の注意)

[略]

(様式3)

中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式

【中間連結損益及び包括利益計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 年 月 日	(自 年 月 日
	至 年 月 日)	至 年 月 日)

[略]

営業外費用

支払利息	×××	×××
リース負債に係る利息費用	×××	×××

[略]

[略]

(記載上の注意)

(様式1)

連結損益及び包括利益計算書に関する様式

【連結損益及び包括利益計算書】

(単位： 円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 年 月 日	(自 年 月 日
	至 年 月 日)	至 年 月 日)

[同左]

[同左]

[同左]	×××	×××
------	-----	-----

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[同左]

(様式3)

中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式

【中間連結損益及び包括利益計算書】

(単位： 円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
	(自 年 月 日	(自 年 月 日
	至 年 月 日)	至 年 月 日)

[同左]

[同左]

[同左]	×××	×××
------	-----	-----

[同左]

[同左]

(記載上の注意)

[略]	[同左]
備考 表中の「」の記載は注記である。	